

熊谷市地域防災計画の修正（令和4年3月）の要旨について

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条第1項の規定に基づき熊谷市地域防災計画（以下「市計画」という。）を修正したので、同条第5項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表します。

修正の概要

平成27年8月に修正を行った市計画以後、災対法などの関係法令の改正や、令和元年の東日本台風等の被害を踏まえた埼玉県地域防災計画が令和3年3月に修正されたことを受けて、市計画の見直しを行いました。

修正内容の概要は次のとおりです。

1 法改正に伴う住民避難行動の理解促進（令和3年度災対法改正）

- ・ 避難情報の発令基準の改定（避難勧告と避難指示を一本化、避難準備・高齢者等避難を高齢者等避難へ名称変更）
- ・ 避難に関する情報への理解促進（「避難」の意味の周知徹底、「警戒レベル」の理解促進等）
- ・ マイ・タイムラインの作成・普及

2 近年の災害から得られた教訓による改定

- ・ 令和元年東日本台風では、本市でも10,000人以上の方が避難所に避難することとなった。この災害対応から得られた教訓に基づく所要の改定
- ・ 平成28年4月の熊本地震や平成30年7月豪雨など、近年の災害から得られた教訓を基に改定した、国の方針や、県の地域防災計画を反映

3 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ・ レイアウトの検討（区画の間隔や発熱者等専用スペース等の確保）
- ・ 感染防止に必要な物資・資材の備蓄

4 災害廃棄物の適正処理体制の確保

- ・ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定や資機材・人員の確保など管理運営体制を整備

5 市の機構改革による災害時事務分掌の整理

- ・ 排水機場の運転を建設班（河川課）に一本化
- ・ 広報広聴班を市長公室部に、下水道班を上下水道部に変更